

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款 A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第2項 (変更なし)	第1条～第2条第2項 (省略)
<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することができるものとする。また、積替保管の場所において手選別を行うことがあり得るものとする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>	<p>第2条</p> <p>3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。</u></p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p>
第3条～第8条 (変更なし)	第3条～第8条 (省略)
<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p>	<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p>
第9条第2項～第13条 (変更なし)	第9条第2項～第13条 (省略)
<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表2に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することができる。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>	<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表4に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することができる。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>
第15条第～第16条、表1 (変更なし)	第15条第～第16条、表1 (省略)
<p>表2 積替保管 (2行目2列目)</p> <p>積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類及び保管上限</p>	<p>表2 積替保管 (2行目2列目)</p> <p>積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類</p>
表3 削除	表3 (省略)
表4 削除	表4 (省略)
	(2018年6月1日)
	(2018年4月27日)

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款 A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第3条第1項⑤（変更なし） 第3条第1項 ⑤日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 第3条第1項⑦～第16条、表1（変更なし） 表2 積替保管 積替保管施設の所在地 ②に関して地番から住居表示への変更 ②大阪府大阪市西成区津守3丁目 <u>8番6号</u> (2020年12月3日)	第1条～第3条第1項⑤（省略） 第3条第1項 ⑤日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 第3条第1項⑦～第16条、表1（省略） 表2 積替保管 積替保管施設の所在地 ②大阪府大阪市西成区津守3丁目 117番76号 (2018年6月1日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3 運搬の最終目的地たる処分事業場（追加） (2022年3月9日)	第1条～第16条、表1、表2（省略） (2020年12月3日)
第1条～第16条 表1乙の事業の範囲 <u>川崎市を削除</u> 表2 積替え保管 <u>神奈川県川崎市川崎区扇町5番11を削除</u> 表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 三友プラントサービス株式会社 代表取締役 <u>小松 源</u> 早来工営株式会社 住所 <u>北海道勇払郡安平町早来新栄20-1</u> (2024年4月1日)	第1条～第16条 表1 (省略) 表2 (省略) 表3（省略） (2022年3月9日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし）	第1条～第16条、表1、表2（省略）

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款 A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

表 3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>CNW 事業部を追加</u> (2024 年 5 月 1 日)	表 3 (省略) (2024 年 4 月 1 日)
第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 (変更なし)	第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 (省略)
表 3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>早来工営株式会社 早来支店を削除</u> (2024 年 7 月 17 日)	表 3 (省略) (2024 年 5 月 1 日)
第 1 条～第 2 条 (変更なし) 第 3 条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第 3 版)」(令和 7 年 12 月) を参照) の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑦石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑦水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第 1 種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び	第 1 条～第 2 条 第 3 条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第 2 版)」(平成 25 年 6 月) を参照) の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑦石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑦水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑦その他取扱いの注意事項

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款 A）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<u>量又は割合 ②その他取扱いの注意事項</u> 第3条2項（変更なし） 第3条 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「 <u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）</u> 」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。	第3条2項（省略） 第3条 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「 <u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）</u> 」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
第3条4項～第16条（変更なし） 表1 乙の事業の範囲 <u>大分県を削除</u> 表2 積替え保管 <u>②愛知県大府市北崎町井田1番1を削除</u> 削除に伴い通し番号の振り直し	第3条4項～第16条（省略） 表1 （省略） 表2 （省略）
表3（変更なし） (2026年1月5日)	表3（変更なし） (2024年7月17日)